

令和4年6月29日

香芝・王寺環境施設組合議会

第3回(臨時会)3日目

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和4年第3回香芝・王寺環境施設組合議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和4年6月29日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議場
- 3 出席議員 4名
 - 5番 川 田 裕
 - 6番 河 杉 博 之
 - 7番 下 村 佳 史
 - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 4名
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。
 - 管理者 福 岡 憲 宏
 - 事務局長 井 上 隆
 - 事務局次長 平 野 厚
- 6 会議録の記録書記は、次のとおりである。
 - 事務局主幹 吉 田 卓 朗
 - 事務局主事 長 田 佳 文
- 7 会議の事件は、次のとおりである。
 - 1 懲罰特別委員会委員長報告について
 - 2 議第3号 香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正することについて
 - 3 議第4号 令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について
- 8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。
 - 7番 下 村 佳 史
 - 8番 中 谷 一 輝

9 開会 午前10時

(副議長 河杉博之) 皆さん、おはようございます。大変お忙しい中、本日は第3回臨時議会が招集されましたところ、皆様方、大変お暑い中ですが、どうぞ、議案も出ておりますことをごさいますので、しっかり慎重審議をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは、本日議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長である私が議長の職務を行います。どうぞよろしく願いを申し上げます。それでは、第3回臨時会を再開いたします。議員並びに理事者、傍聴にお越しの皆様をお願いを申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにしてください。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、各自対応のほど、どうぞよろしく願いを申し上げます。

なお、松岡議員、幡野議員、中川議員の3名の議員及び平井副管理者より欠席届が提出されておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、ただいまの出席議員は4名でございます。地方自治法第113条の規定によります定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとしたいと思いますが、ご異議はございませんでし

ようか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決めます。

それでは、日程1、会議録署名議員の指名、署名議員でございますが、本日も本会議初日に引き続きまして、7番下村佳史議員、8番中谷一輝議員によりしくお願いを申し上げます。

それでは、日程第2、懲罰特別委員会委員長報告について、委員長からの報告を求めます。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、中谷委員長。

(議員 中谷一輝) ただいま議長のお許しをいただきましたので、委員会を代表して報告させていただきます。

当委員会は、去る4月7日の臨時会において審査の付託を受けました発議第6号から第9号について、5月13日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その審査の概要と結果についてご報告申し上げます。まず、発議第6号の提出者から説明を受け、各委員の意見を求めた後に、鎌倉文枝議員に弁明の機会を付与しましたが、指定の時刻に出席されませんでしたので、弁明の機会の付与を打ち切りました。続いて、発議第7号から9号は、懲罰事案が同じ内容である

ため、一括して提出者から説明を受け、各委員の意見を求めました。

次に、発議第7号の中川義弘議員、第8号の幡野美智子議員、第9号の松岡成行議員の3名には弁明の機会を付与しておりましたが、文章にて理由の申立てがありましたので、事務局が読み上げました。その内容は、3月17日開催の臨時会において離席し、そのまま退場したことについては、河杉組合副議長が鎌倉組合議長の辞職を認めず、王寺町議会選出の沖組合議員を傍聴人と捉え、議長の権限で警察を呼び、引き渡そうとした状況から、法律等の規定に基づいた手続により選出された沖組合議員の地位を認めない組合議会の継続は正当性を欠くとして全員退席したものであるといったものでございました。

この申立てに対して各委員からの意見を求めた後に、発議第6号から第9号について懲罰事犯として懲罰を科すべきどうか審査を行い、採決の結果、賛成多数によりまず懲罰を科すことを決定いたしました。続いて、いずれの懲罰を科すかを審査した結果、第6号の鎌倉文枝議員に対しては地方自治法第135条第1項第3号の出席停止を求めることとし、その期間は組合議会会議規則第85条に定める最大の3日間とすること、また第7号の中川義弘議員、第8号の幡野美智子議員、第9号の松岡成行議員に対しては地方自治法第135条第1項第1号の戒告の懲罰を科すこととし、戒告文案についてはお手元に配付したとおりとすることを賛成多数で決定いたしました。以上、当委員会に付託を受けました案件についての審査の概要と結果についての報告を終わります。

(副議長 河杉博之) それでは、ただいまの報告に対しまして質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、質疑を打ち切りいたします。

それでは、発議第6号を採決いたします。本案は委員長報告どおりに決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。ただいまの議決に基づき、これより鎌倉文枝議員に対し懲罰の宣告をいたします。鎌倉文枝議員に3日間の出席停止の懲罰を科すことといたします。

続いて、発議第7号から発議第9号までを一括して採決をいたします。本案は委員長報告どおりに決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。ただいまの議決に基づき、これより中川義弘議員、幡野美智子議員、松岡成行議員に対し一括して懲罰

の宣言をいたします。3名の議員に戒告の懲罰を科すことといたします。

(議員 川田裕) 議長、動議。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員から動議という声が上がりましたので、動議をお受けいたします。どうぞ、川田議員。

(議員 川田裕) お時間賜りましてありがとうございます。ただいまの懲罰の戒告に関してなんですが、本来であれば議長の前でこの戒告文を読み上げるといことが本来の慣習でありましたが、本日その懲罰に科せられた方たちが本日欠席なさっていらっしゃいます。これは、地方自治法の住民自治の本旨から考えても非常に重要なことであり、住民の負託を受けたいわゆるその自身の権限に対して、それを行使することなく、表決権も放棄した形になっております。そのために、この戒告文の内容は直ちに本人たちのところに届ける必要があると思いますので、これは通知戒告ということで取扱いをお願いしたいと思いますが、お諮りいただけますでしょうか。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員から動議がございました。この動議について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。動議は成立いたしました。それでは、ただいまの川田議員からの動議の内容についての改めての説明

を求めますが、川田議員のほうは改めての説明はございますでしょうか。先ほどの動議のときの説明のままでよろしいでしょうか。

(議員 川田裕) 議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 今動議上で申し上げたもので結構でございます。

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。それでは、川田議員の動議の内容についての賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。賛成多数と認め、川田議員からの動議、戒告文の通達、通知について承認をしたいと思いますので、この後、本議会散会の後、事務局より各議員に戒告文の通知を行いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、日程に従いまして、追加議案の議第3号香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正することについて、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 失礼いたします。議第3号香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正することについて、につきまして提案理由の説明をいたします。本案は、行政機関に係る個人情報の保護に関する

法律の廃止及び統合に伴いまして、条文中の法律の置き換えを行おうとするものです。主な改正内容につきましては、本条例案の参考資料の新旧対照表をご覧ください。条文中の第2条第3項及び第4項の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項を個人情報保護法第2条第2項に、また第3条、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律をそれぞれ個人情報保護法に置き換える見直しを行うものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(副議長 河杉博之) それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方はご発言を願います。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論のある方はご発言を願います。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、討論を打ち切ります。

これより議第3号香芝・王寺環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正することについて、を採決いたします。議第3号については原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、日程に従いまして、日程第4、追加議案の議第4号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、を議題といたします。理事者よりの説明を求めます。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、井上局長。

(事務局長 井上隆) 失礼します。ただいま上程になりました議第4号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。議案書4ページ及び一般会計補正予算書1ページをご覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億9,299万2,000円とするものです。今回補正を行います内容としまして、まず歳入につきまして、補正予算書8ページをご覧ください。款1、分担金及び負担金、項1、分担金、目1、組合市町分担金で600万円の増額、香芝市分で417万7,000円、王寺町分で182万3,000円の増額です。続きまして、歳出でございます。9ページをご覧ください。款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の節2、給料及び節3、職員手当、節4、共済費、節17、備品購

入費で合計600万円の追加をお願いするものです。

補正の理由といたしまして、本年10月から王寺町からの出向の組合職員1名を増員する計画によります人件費及びパソコン等の備品購入費等の増額によるものでございます。

また、債務負担行為について、でございますが、補正予算書4ページをご覧ください。一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係る設計施工管理業務の委託料の予算について、現在設定しております債務負担に令和5年度及び6年度分を追加するものでございます。これは、新施設の建設工事の変更契約による工期延長期間の令和5年、6年度における施工管理委託料の金額の割り振り等について委託相手と協議が調いましたため、今回補正をお願いするものでございます。

令和4年度補正予算（第1号）の説明につきましては以上でございます。何とぞ慎重ご審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(副議長 河杉博之) それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方のご発言をお願いします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 質疑に入る前に一言申し上げたいんですが、なぜ議会事務局長が議案の提案理由説明を行ってるかということですので、この発言以降、そこは議会事務局長の職としてお取り組みいただきますようお願いをいたします。理事者に聞きます。今回この1名を増員なされて、そ

して今回のこの補正予算が上がってるわけですけども、その1名増員をしなければいけないその理由は何ですか。

(事務局次長 平野厚) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、平野次長。

(事務局次長 平野厚) 今現在進めています新施設の建設事業ですが、これ、100億円を超える大事業でございます。その事業に土木建築は吉田主幹、プラントは長田主事が担当しております。工事も佳境に入り、大変仕事量が増大してる中で、その中で通常業務の、組合の通常業務も行いながら新事業も担当させていただいてますので、仕事量がかなり膨大となっておりますので職員を1名お願いするものでございます。よろしくをお願いします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 分かりました。それともう一つ、債務負担行為についてお聞きしたいんですが、5, 700万の債務負担行為が上げられていると、5年、6年、6年までですね。これについて、予算のほうは来年度計上してくることになるわけですけども、追加、いわゆる追加の案件があったためにこの増額が発生したということだったと思うんですね、今の説明からいけば。その内容について教えていただけますか。

(事務局主幹 吉田卓朗) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、吉田主幹。

(事務局主幹 吉田卓朗) 債務負担の設定につきましては、平成30年、今

現施工管理委託につきましては平成30年度予算で債務負担を設定しております。その後、工事の工期延長に約22か月延びまして、施工管理も併せて工期変更する必要になっております。当初の債務負担行為の期限につきましては令和4年度末までの期限を設定しておりましたので、約22か月延びた令和5年、6年度分の債務負担をお願いするものでございます。以上です。

(議員 川田裕) 変更の内容。

(事務局主幹 吉田卓朗) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、吉田主幹。

(事務局主幹 吉田卓朗) 失礼しました。変更の内容としましては工期の延長のみになります。

(議員 川田裕) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 大体大まかには分かりました。じゃあ、工期延長をしたと、あれ、途中ちょっと延長になるっていうことで決定されたということですね。そのためにこの5,700万っていうものが別途発生したと、その中身については、これは変わらないと、ただ延長によるその負担が5,700万であると、こういう解釈でよろしいですか。

(事務局主幹 吉田卓朗) はい、議長。

(副議長 河杉博之) はい、吉田主幹。

(事務局主幹 吉田卓朗) 議員がおっしゃるとおりでして、4年間の割り振りを6年間に割り直したという形になります。

(副議長 河杉博之) ほかに質疑はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ほかにないようでございますので、質疑を打ち切りいたします。これより討論に入ります。討論のある方のご発言を求めます。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) ないようでございますので、討論を打ち切ります。

これより議第4号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、を採決いたします。議第4号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) 異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。ここで暫時休憩します。

(休憩)

(副議長 河杉博之) それでは、休憩を解いて再開いたします。事務局から

報告ということで発言を求められておりますので、それを許可いたします。平野次長。

(事務局次長 平野厚) 貴重なお時間を取っていただきましてありがとうございます。去る4月7日の香芝・王寺環境施設組合第3回臨時会で採択されました請願第2号廃掃法における周辺地域との協定を締結する請願書につきまして、その後の経過を報告させていただきます。本請願では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4に基づく周辺地域への配慮事項の合意について、新焼却場の設置者である組合と周辺地域の自治会とが協定を交わすことを求められてたところですが、このたび6月22日付で香芝市内の周辺4自治会と組合との間で協定書を締結しましたことを報告させていただきます。以上でございます。

(副議長 河杉博之) ただいま平野次長より焼却場の操業運営に関する協定書、4自治会と協定が6月22日付で締結されたというご報告がございましたが、この報告を受けることのご了承をいただけますでしょうか。

(異議なしの声)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。異議なしということで、了承したというふうに認識をさせていただきますので、協定書に関することの報告は受理をさせていただきました。

(議員 川田裕) 議長、動議。

(副議長 河杉博之) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 今ご報告をいただきましたことに関しましては、内容のほどは理解いたしました。そして、本日発議という形で書面にて提出しておりますが、その基本協定において議会で請願どおりに報告されたということを受けまして、議会としてはその決議を求めるといふ、そのような内容の今決議書を提出させていただいております。それのお諮りをいただきますようお願いを申し上げます。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員から動議が提出されました。この動議に対しましての賛成者の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

(副議長 河杉博之) 動議は成立いたしました。それでは、決議ということでございますので、動議の内容に関する協定書の決議についての提案理由を求めます。川田議員。

(議員 川田裕) 香芝・王寺環境施設組合における焼却場操業運営に関する協定書を承認する決議案を、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

香芝・王寺環境施設組合議会は、令和4年6月22日に香芝・王寺環境施設組合と廃棄物処理及び清掃に関する法律第9条の4に規定される周辺地域（平野、尼寺、下寺、白鳳台）との間に調印されました焼却場の操業運営に関する協定書の内容を承諾する。右に決議する。
以上でございます。

(副議長 河杉博之) ただいま川田議員から決議案についての提案理由説明がございました。それに対します質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

(副議長 河杉博之) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切りいたします。ただいま提案されました決議第2号香芝・王寺環境施設組合における焼却場操業運営に関する協定書を承認する決議(案)について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(副議長 河杉博之) ありがとうございます。賛成多数と認め、決議案については可決されました。

これをもって本日の日程は全て終了いたしました。皆様方のご協力によりまして議事が滞りなく進行できましたこと、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。それでは、管理者、ご挨拶をお願いいたします。

(管理者 福岡憲宏) 議長。

(副議長 河杉博之) はい、福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、議員の皆様方には何かとお忙しい中、臨時会にご出席を賜り、誠にありがとうございました。また、本日の案件につ

きまして、議員の皆様には慎重審議をいただいたこと、厚くお礼を申し上げます。梅雨も明け、気温の上昇が激しくなってきました。皆様にはお体に気をつけていただき、ご健康をお祈り申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(副議長 河杉博之) それでは、これをもちまして本日の第3回臨時会を散会いたします。大変にご苦労さまでございました。

閉会 午前10時30分